

令和6年1月10日

臨床室ご利用の皆様

大阪府立大阪北視覚支援学校

校長 太田淳一郎

臨床主任 藤本 勲

臨床室での金銭の取扱いについて

新年あけましておめでとうございます。本年も引き続き本校臨床室のご利用をお願いいたします。

さて、大阪府では教職員による金銭の取り扱いは行わないことになっておりますが、臨床室での施術料については例外的に認められてきました。

しかしながら、利用者様と金銭をめぐるトラブルの発生を避けるために、昨年9月以降、臨床室での金銭の取扱いについて次のようにいたしましたのでご理解、ご協力をお願いいたします。

- 1 施術料は釣銭のないようお願いいたします。
- 2 5千円以上の高額紙幣での支払いは、千円札でのお釣りが準備できませんので、お断りいたします。
- 3 千円札の支払いで釣銭が必要な場合は、施術終了後にお渡しいたします。